

○第九回衆議院議事速記録第二十九號

帝國議會 明治二十九年三月二日(月曜日)午後一時二十四分開議

議事日程 第二十九號 明治二十九年三月二日(月曜日)

午後一時開議

- 第一 害蟲驅除豫防法案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)
- 第二 船舶検査法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會
- 第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第四 船舶職員法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會
- 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第六 船舶職員懲戒法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會
- 第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第八 銀行合併法案(政府提出) 第一讀會
- 第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十 開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 第十二 福井縣越前國敦賀港外七港ニ於テ東洋貿易ニ關スル船舶ノ出入許可法律案(小畑岩次郎君外八名提出) 第一讀會
- 第十三 開港法案(須藤時一郎君外五名提出) 第一讀會

○議長(楠本正隆君) 諸君、是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマスル

(佐脇書記官朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國界變更法律案

提出者 齋藤 良 輔君 秋保 親 兼君

大阪府兵庫縣境界變更法律案

提出者 中野廣太郎君 秋岡 義 一君

豐田文三郎君 濱田儀一郎君

高橋 安 爾君

帝國圖書館設立ノ建議案

提出者 鈴木 充 美君 重野謙次郎君

小室 重 弘君 小松 三省君

牛痘苗製造業者處分ニ關スル建議案

提出者 脇坂 行 三君 野口 代 治君

早川 龍 介君 首藤 陸 三君

兩院協議會議長及副議長左ノ通り當選セラレタリ

鐵道敷設法中改正法律案

協議會議長 梶 山 鼎 介君

同 副議長 望 月 右 內君

特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

移民保護法案審査特別委員長 工藤 行 幹君

同理事 特別委員左ノ通り指名セリ 板東勳五郎君

大阪府下郡廢置法律案外四件審査特別委員

東尾 平 太郎君 中野 治 兵衛君

名 倉 次君 秋岡 義 一君

後藤 五 郎 治君 櫻 井 勉 君

水島 保 太 郎君 波多野 傳 三郎君

富 永 隼 太 君 肥 塚 龍 君

喜多川 孝 經 君 改野 耕 三君

小金井 權 三 郎君 櫻 井 義 起君

小柳 卯 三 郎君 草刈 武 八 郎君

山 田 嘉 穀 君 橋 本 省 吾君

埼玉縣下國界變更及郡廢置法律案外四件審査特別委員

福 田 久 松君 田 中 正 造君

濱 名 信 平君 原 善 三 郎君

志波 三 九 郎君 倉 島 松 男君

新 井 毫 君 小 原 金 治君

田 村 順 之 助君 大 須 賀 庸 之 助君

奈良縣下郡廢置法律案外四件審査特別委員

- 湯本義憲君
- 新井啓一郎君
- 四宮有信君
- 千葉禎太郎君
- 中山平八郎君
- 深山聳暁君
- 野口代治君
- 森本確也君
- 西田忠之君
- 土居光華君
- 井上彦左衛門君
- 大野龜三郎君
- 江原素六君
- 高橋與市君
- 野口駿君
- 木村格之輔君
- 荒井啓五郎君
- 寺田彦太郎君
- 植田理太郎君
- 田中鳥雄君
- 淺見與一右衛門君
- 松島廉作君
- 細井金四郎君
- 松尾德三郎君
- 脇坂行三君
- 長谷川龜一郎君

福島縣下郡廢置法律案外四件審査特別委員

- 愛澤寧堅君
- 金岡又左衛門君
- 内山正治君
- 谷河尙忠君
- 西谷金藏君
- 成田直衛君
- 石谷董九郎君
- 吉本榮吉君
- 下飯坂權三郎君
- 石塚重平君
- 佐藤昌藏君
- 島田孝之君
- 平島松尾君
- 南島間作君
- 園山勇君
- 佐藤忠望君
- 恆松隆慶君
- 鈴江泰造君
- 森輝見君
- 井手毛三君
- 大田信一君
- 佐藤兵八君
- 金尾稜嚴君
- 石原彦太郎君
- 小鷹狩元凱君
- 小西甚之助君
- 岡崎邦輔君

岡山縣下郡廢置法律案外四件審査特別委員

- 守屋此助君
- 永井顯雄君
- 佐々木高榮君
- 和田彦次郎君
- 鎌田勝太郎君
- 竹内正志君
- 西村禮作君
- 大石廉君
- 井上角五郎君

愛媛縣下郡廢置法律案外四件審査特別委員

- 宮内治三郎君
- 堤猷久君
- 小室重弘君
- 平岡浩太郎君
- 澁江公寧君
- 鈴木重遠君
- 武富時敏君
- 紫藤寬治君
- 坪田仁兵衛君
- 厚地政敏君
- 濱田儀一郎君
- 江島久米雄君
- 直原守次郎君
- 笑補勝人君
- 安田益太郎君
- 渡邊新太郎君
- 赤松新右衛門君
- 田口卯吉君
- 松尾寬三君
- 川越進君
- 村上芳太郎君
- 江藤新作君
- 富永正男君
- 佐々木正藏君
- 津田嘉一郎君
- 肥田木基昌君
- 立花親信君
- 藤岡常彦君
- 毛利莫君
- 堤猷久君
- 蒲生仙君
- 中野廣太郎君
- 高水正年君
- 福江角太郎君
- 太田孫次右衛門君
- 小松三省君

府縣農事試驗場國庫補助法案審査特別委員

- 高水正年君
- 福江角太郎君
- 太田孫次右衛門君
- 小松三省君

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ就イテ決議ヲ要シマス、佐々友房君、小川虎一君、孰モ病氣ニ附キ二週間ノ請暇、御承認ヲ請ヒマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 唯今ヨリ酒造税ノ委員會ヲ開キマスルニ依ッテ該委員長ヨリ退席ノ請求ガゴザリマス、是レ亦御承認ヲ請ヒマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 豫算委員長星亨君

(星亨君演壇ニ登ル)

○星亨君(八番) 諸君、豫算委員會ノ經過ト結果ヲ御報告シマス、明治二十八年度ノ歳出歳入ノ豫算追加、明治二十九年年度ノ歳出歳入豫算追加、此二ツノモノニ就キマシテ、本日豫算委員會ヲ開キマシテ、サウシテ直ニ決シマシ

ト、是ハ此度露國皇帝ガ即位戴冠式ヲ行ル、ニ就イテ、我國ヨリ大使ガ派出
ニナリマスノデアリマス、其臨場費用デゴザリマス、急ヲ要スル話デゴザリ
マスカラ、唯今申シタ如ク、本日會ヲ開キマシテ、サウシテ直チニ原案通ニ
可決致シマシタノデアアル、デ、此段御報道致シマス、又是ハ急ヲ要スル譯デ
ゴザリマスルシ、又餘程込入ッタモノデモナイト考ヘマスガ故ニ、願ハクハ
議事日程ヲ變更サレテ、直チニ決議アラシムコトヲ希望致シマスノデアリマス
〔贊成々々〕ト呼フ者アリ〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 豫算委員長ヨリ議事日程變更ノ請求ガアリマス、御異
議ナクハ議事日程ハ茲ニ變更致サレマシタ、即チ豫算追加案全部ヲ議題ニ俟
シマス、朗讀ハ省略シマス

(丁)明治二十八年年度歳入歳出總豫算追加
(庚)明治二十九年年度歳入歳出總豫算追加

○議長(楠本正隆君) 決議ヲ採リマス、該案同意ノ諸君ハ起立
起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ議事日程ノ第一、害蟲驅除豫防法案
第一讀會ノ續ヲ開キマスル——佐々木松坪君

第一 害蟲驅除豫防法案
(佐々木松坪君演壇ニ登ル)

○佐々木松坪君(百二十三番) 私ハ本日議事日程ノ第一、害蟲驅除豫防法案
ノ委員會ノ經過、及結果ヲ御報道致シマス、該案ハ二月六日ニ委員ニ付託
ニナリマシテ、ソレヨリ八日ニ委員長理事ノ選舉會ヲ開キマシテ、尙ホ十五
日ニ開會致シマシテカラニ、ソレノ審議ノ手續ニ掛ケマシテ、質問ヲ要シ
マシタ譯デゴザリマス、引續イテ委員會ヲ開ク積デアリマシタ處、不幸ニシ
テ停會ニ相成リマシテカラニ、更ニ去月二十七日ニ重テ委員會ヲ開キマシタ
譯デアリマス、而シテ本案ハ委員會ニ於キマシテハ、之ヲ本院ニ於テ可決ス
ベキモノト認メマシタ譯デゴザリマス、一體此害蟲ノ事ハ私ガ殊更ニ申スマ
デモナク、諸君御熟知ノ如ク、或ハ其一部ニ於キマシテ、此豫防驅除ノ
法ヲ施行致シマスルニ就キマシテハ、是非此規定ガナケレバ其效ヲ奏スルコ
トガ出來マセヌノデ、是非之ヲ一般、此驅除ノ方法ヲ其時ニ從ヒ、其模様ニ
依リマシテカラニ、方法ヲ定メテ施行致サナケレバナラヌコトデアアルノデ、
然ルニ此事ニ就キマシテハ、明治十八年達ガゴザリマシテカラニ、田圃蟲害
豫防規則ト云フモノモゴザリマシタケレドモ、至ッテ不備デアッテカラニ、
現ニ施行ノ上ニ於テ手支モ致シテ居ルト云フコトヲ承ッテ居リマスノデ、之

第一讀會ノ續

ヲ或ハ法律ニ致シマシテハ、鞏固ニ過ギルトカ云フヤウナ御考ガアルヤモ知
レマセヌケレドモ、諒リ此實際施行致シマスル上ニ就キマシテハ、殊更ニ特
別ノ法ヲ設ケテ置キマセヌデハ、至ッテ其施行上ニ不便不利ヲ感シマスル
云フ譯デゴザリマシテ、或ハ此法ヲ設ケテカラニ、徵賦ヲ直チニ課スルト云
フコト、或ハ田圃ノ賦課スルトカ、畑圃ノ賦課スルトカ、各其事項ニ
於テ定率ヲ殊ニシ、其賦課法ヲ別ニシナケレバナラヌ、又其蟲害ノ模様ニ依
リマシテハ、其區域ノ周圍ニ溝渠ヲ掘リマシテ、撲滅ヲシナケレバナラヌ、
他ニ之ヲ浮遊セシメザルヤウニ方法ヲ施サナケレバナラヌト云フ場合モアル
ノデ、又賦課致シマシタ結果、怠納處分ト云フコトモ法ヲ以テ定メ置キマセ
ヌナラバ出來マセヌノデ、是等ノ手續ヲ爲シマスルニハ、現今ノ法ニ依リマ
シテハ、或ハ市町村制ノ或條ニ依リマシテ、府縣參事會若クハ郡ノ參事會ノ
許可ヲ得ナケレバ出來ヌト云フヤウナコトデゴザリマス、故ニ單獨ニ殊更ニ
此法ヲ設ケテ、此施行ノ便ヲ圖ッテ滑ニ行ル、ヤウニシタイト云フノガ此法
案ノ精神デアアルト思フノデス、諸君モ御承知ノ如ク、農民ノ下等ニ至リマシ
テハ、或ハ頑固ニシテ是等ノ事ヲ施行セントスル場合ニ於キマシテハ、或ハ
怠リ、或ハ之ヲ拒ムト云フコトガナイト云フコトモ保シ難イコトデアリマス
ル、デ、免ニ角此法ト云フモノヲ立テ、置イテカラニ、其場合ニ臨ンデ、地
方長官ガ其區域或ハ其期節ヲ指定致スト云フコトハ、大ニ便宜ヲ得ヌコト、
考ヘマス譯デゴザリマス、故ニ委員會ハ此法案ヲ可決致スベキモノト認メテ
カラニ、一ノ修正ヲ加ヘズシテ之ヲ委員會ニ於テ可決致シマシタ譯デゴザリ
マス、諸君、私ノ辯明ノ足ラザル所ハ御質問アレバ御答ヲ致ス積デゴザリマ
ス、宜シク御決議アラシムコトヲ希望致シマス

○田中島雄君(百二十八番) 私ノ御問申スノハ、委員長デ御分リニナレバ委
員長ノテ宜シイガ、或ハ政府委員トシテモ適宜御答辯ヲ請ヒタイ、私ノ御
問申シマスルノハ、此法案ノ第三條——此三條ノ性質ニ依リマスルト云フト
「蟲害田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ府縣知事ハ豫メ期限ヲ
定メ該田畑ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ」ト斯ウアリマス、然ル所
ガ、明治十八年ノ農商務省ノ達ニ依リマスルト、此大體ヲ申上ゲマスルガ、
田畑農作物ノ害蟲ハ其發生ノ始ニ於テ各自之ヲ驅除スベキハ勿論ニ候處……
此意味ト、此三條ノ意味ニ就イテゴザリマス、大凡此害蟲ノ發シマスルコ
トニ就イテ之ヲ豫防スルニハ、耕作人等各自ニ致スベキガ本性質デアアル、然
ル所ガ此三條ノ明文ニ依ッテ見マスルト云フト、各自ニ致スコトハドウモ出
來ヌヤウニ私ハ考ヘル、總テ田畑ノ害蟲驅除豫防ト云フモノハ、縣知事ノ命
令ヲ待ッテ後ダナクテハ出來ヌヤウニ私ハ考ヘル、或ハ此三條ノ通、各自ニ
之ヲ豫防シ、驅除スルコトハ差支ガナイト云フ精神デゴザリマセウカ、如何

デゴザリマス、之ヲ一ツ御問申シマス

○佐々木松坪君(百二十三番) 是ハ修正モ致シマセヌ譯デゴザリマスシ、唯今御問ノ趣ハ、政府委員カラ御答ニナルヤウニ致シタイト考ヘマス

○田中島雄君(百二十八番) ツレデ宜シウゴザイマス

(政府委員農務省農務局長藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) 唯今田中君ノ御尋ノ事柄ニ御答ヲ致シマス、此現行規則ニ於キマシテハ、各自自ラ此蟲ノ驅除ヲ致スノガ本體ニナラテ居ルカト云フ御尋デゴザリマス、此度提出致シマシタル法律ニ於キマシテモ同様デゴザリマス、是ハ矢張第三條ニ於キマシテハ、シナイ時ガアリマスルト困リマスカラ、其タメニ斯ウ云フ條ノ必要ヲ生シマシタデゴザリマス、若シ之ヲ愈々執行スル場合ニナリマシテハ、固ヨリ細則モ出來マスル、省令モ出來マスルガ、又地方ニ於テモ其規則モ出來マスル、今御話ノヤウナコトハ無論、當然自分ノ田畑ニ起リマシタ處ノモノハ、第一次ニ於テ自ラヤルノハ當然デゴザリマスカラ、セナイ場合ガアリマスルカラ斯ウ云フ條項ノ設ケガアリマスル、左様御承知アラシコトヲ……

○田中島雄君(百二十八番) モウ少シ、十分二分ラヌカラ伺ヒマスガ、各自ヤリマスルノハ論ヲ待チマセヌガ、ツレヲ郡役所或ハ縣廳ニ届ケテ、唯驅除ノ豫防法ヲ行フテ、黙ッテ置イテツレデ差支ナイト云フコトニナリマスガ、ツレナラ宜シ

○政府委員(藤田四郎君) 御答致シマス、地方ニ於テ規則ガ出來マスル以上ハ、無論モウ驅除ヲシマスルニ就イテ、或ル場合ニ於テハ屆ケモセヌデモ驅除ガ出來マスル場合モ出來マセウ、又色々ノ場合モ出來マスル

○芦塚省三君(百二十三番) 議長……

○議長(楠本正隆君) 御質問デスカ

○芦塚省三君(百二十三番) ハイ

○議長(楠本正隆君) 委員長ノ報告ノトキハ、討論ヲ許ス時デアルカラシテ、成ルヘク御質問ハ第一讀會ノ始ニナサルヤウニ致シタイ、サウデナイト整理上甚ダ不都合デアル

○芦塚省三君(百二十三番) 一寸簡單ニ、法案ノ第五條ノ第二項ニ、區域ノ賦課ノ事ヲ言フテゴザリマシテ、其賦課法ハ、段別又ハ地價ヲ以テ標準ト致シテ之ヲ課スルト云フヤウニ見エマスルガ、果シテサウ云フ場合ニナリマシテ、實際之ヲ徵收致シマシタ場合ニハ、色々市町村役場杯ニ於キマシテ、大變人ノ苦情ニ接シマシテ困難スルト云フヤウナコトハアルマイカト思ヒマス、ツレハナゼカト申シテ見マスルト、一村ナリ或ハ一部分ノ所ニ蟲害ノ發生ヲ致シマスルニハ、同一ニ何處モカモ同シク蟲害ノ發生スルト云フヤウナコト

ハゴザリマセズ、隨分其優劣ノ多少モアラウト考ヘル、ソコデ河川ヲ隔テ、或ハ山谷ヲ隔テマシテ、甲ノ田地ニハ澤山ノ害蟲ガゴザリマシテモ、乙ノ方ノ田面杯ニハサマデノ害蟲デモナイト云フヤウナコトデゴザリマスル、又小サク極言スルト申ス譯デモゴザリマセヌケレドモ、現況ノ場合ニ依ッテ考ヘテ見マスルト、畦畔一ツヲ隔テ、或ハ作道一ツヲ隔テマシテモ、甲ノ田地ニハ大變ノ蟲害ガアルケレドモ、乙ノ地面ニハ格別蟲害モ見ナイト云フヤウナ、是ハ實際ノ現狀デ、其證據ハ明瞭デアルノデゴザリマス、然ルモ是ニモ拘ラズ、蟲害ノ多少ハ問ヒマセズ、蟲害ノ如何モ調ベマセズシテ、唯段別ト又ハ地價ノ多少ヲ以テ稅ヲ徵收スルト云フヤウナコトニナリマシタナラバ、實際町村杯ニ於キマシテハ隨分其際ニ於キマシテ色々ト苦情ガアツテ、町村役場杯ノ人ニ於キマシテ、大變困難ヲ感ズルト云フヤウナコトハナイカト云フ心配ヲスルノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、其邊ノ憂慮ハ決シテナイト云フノ御考ヘデゴザイマスルカ、一應伺フテ置キタイ

○政府委員(藤田四郎君) 御答ヘ致シマスル、或種類ノ蟲ニ就キマシテハ、或ハ溝ガアリマスルタメニ實際來ナイト云フ場合モゴザリマスガ、ツレハ格段ナル場合デゴザリマス、普通ノ場合ニハ蔓延スルノガ當リ前デゴザリマス、併シサウ云フヤウナ特別ノ場合ニ於キマシテ發生スルトキニ於キマシテハ、第三條ノ本條ニアリマスルデ、サウ云フ場合ニハ決シテ町村全體ニ賦課ヲスルト云フヤウナコトハナイ答デゴザリマスカラ、其點ハ少モ心配ガナイ積リデアリマス左様御承知アラシコトヲ……

○議長(楠本正隆君) 該案ノ第二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ決ヲ採リマス、第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 大多數、因テ該案ハ第二讀會ヲ開クベキモノト決シマシタ

○吉本榮吉君(八十二番) 是ハ皆モウ反對ノ議論モアリマセヌヤウデスカラ、讀會ヲ省略シテ、直チニ確定議ト致サレンコトヲ希望致シマス
(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 吉本榮吉君ハ直チニ第二讀會ヲ開キ且ツ讀會ヲ省略スベシトノ動議ヲ提出サレマシタ、而シテ贊成ガゴザリマス、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ
(此時「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 御異議ナイト認メマス、而シテ讀會ヲ省略スルノハ是レ亦御異議ナシト認メマス、即チ全部ヲ以テ議題ト爲シマスル——期讀ハ省略致シマス

害蟲驅除豫防法案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(楠木正隆君) 該案ニ就イテハ御異議ナシト認メマス、即チ該案ハ確定致サレマシタ、次ハ日程ノ第二、船舶検査法案第一讀會、朗讀ヲ省キマス
政府委員鈴木大亮君

第二 船舶検査法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

船舶検査法

第一條 日本船舶ハ左ニ記載スルモノヲ除ク外此ノ法律ノ規程ニ依リ検査ヲ受クヘシ

一 海軍艦船艇

二 登簿噸數十五噸未満若ハ積石數百五十石未満ノ帆船

三 湖川其ノ他靜穩ノ海上ヲ航行スル帆船

四 櫓權ノミヲ以テ航行スル船舶

第二條 此ノ法律ニ依リ検査ヲ受クヘキ汽船ハ遠洋航船、近海航船、沿海航船、平水航船ノ四種トシ帆船ハ遠洋航船、近海航船ノ二種トス

第三條 船舶ノ検査ハ船舶ヲ日本船舶トシテ初メテ航行ノ用ニ供スルトキ其ノ航行期間満了ノトキ及航行期間内特ニ必要アルトキ之ヲ行フ

第四條 船舶ノ航行期間ハ汽船ニ在テハ三箇月以上一箇年以内、帆船ニ在テハ六箇月以上三箇年以内トス

第五條 登簿噸數十五噸以上若ハ積石數百五十石以上ノ船舶ノ検査ハ其ノ所在地ヲ管轄スル船舶司檢所之ヲ行ヒ登簿噸數十五噸未満ノ汽船ノ検査ハ其ノ仕出地ノ地方官廳之ヲ行フ

第六條 検査官吏船舶ヲ検査シ遞信大臣ノ定ムル検査規程ニ適合スルモノト認ムルトキハ本船ノ航路定限、旅客定員、汽壓制限及航行期間ヲ定メ管轄官廳ヨリ船舶検査證書ヲ交付スヘシ

第七條 検査ヲ受ケタル船舶ノ所有者又ハ船長ニ於テ船舶検査證書ノ受有前ニ船舶ヲ航行ノ用ニ供セムトスルトキハ検査官吏ハ其ノ請求ニ依リ假證書ヲ交付シテ之ヲ許可スルコトヲ得

第八條 検査官吏ハ何時ニテモ船舶ニ臨視シ若特ニ検査ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ航行ヲ停止スルコトヲ得

第九條 船舶ノ検査ニ對シ不服アル者ハ其ノ事由ヲ具シ遞信大臣ニ再検査ヲ申請スルコトヲ得

再検査ヲ申請シタル者ハ其ノ決定前船舶ノ原狀ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 遞信大臣ノ特ニ定ムル場合ノ外船舶検査證書若ハ假證書ヲ受有セシテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シ又ハ船舶検査證書若ハ假證書ニ記載スル船舶ノ航路定限、航行期間ヲ超エテ航行シタル者ハ三百圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

詐偽ノ所爲ヲ以テ船舶検査證書若ハ假證書ヲ受ケ又ハ汽壓制限ヲ超エテ航行シ又ハ検査官吏ノ臨視ヲ拒ミ又ハ航行停止ノ命ニ違背シ又ハ必要ナル屬具ノ整備ヲ爲サスシテ船舶ヲ航行ノ用ニ供シタル者亦同シ

船舶検査證書若ハ假證書ニ記載スル旅客定員ヲ超エテ旅客ヲ搭載シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用井ス

前條ノ罰則ハ商事會社ニ在テハ其ノ所爲ヲ爲シタル業務擔當ノ任アル社員、取締役若ハ使用人ニ之ヲ適用ス

第十二條 船舶ノ航路定限、航行期間、旅客定員及汽壓制限ニ關スル規程其ノ他此ノ法律ノ施行ニ必要ナル細則ハ遞信大臣之ヲ定ム

附則

第十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

第十四條 明治十七年第三十號布告西洋形船舶検査規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十五條 明治十七年第三十號布告西洋形船舶検査規則ニ依リ交付シタル船舶検査證書ハ其ノ有効期間満了マテ效力ヲ有ス

第十六條 此ノ法律施行ノ際現存スル積石數百五十石以上ノ帆船ハ遞信大臣ノ定ムル順序ニ依リ漸次検査ヲ受クルマテ船舶検査證書ヲ受有セスシテ航行ノ用ニ供スルコトヲ得

第十七條 此ノ法律ハ外國ノ船籍ニ屬スル船舶ヲ借入レ帝國各港ノ間又ハ帝國ト外國トノ間ニ於テ航行ノ用ニ供スル者ニモ亦之ヲ適用ス

〔政府委員遞信次官男爵鈴木大亮君演壇ニ登ル〕

○政府委員(男爵鈴木大亮君) 唯今問題ニ供セラレマシタル船舶検査法案、此法案ノ要旨ハ、船舶ノ検査ノ效用ヲ確實ニ致シマシテ、航海ノ安全ヲ保護スルト云フ趣意ニ出デマシタノデゴザイマス、現今船舶ノ検査ニ應用致シテゴザイマスル西洋形船舶検査規則ト申スガゴザイマス、此規則ハ(大聲ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ)明治十七年ニ制定致シマシタモノテゴザイマス、其以後本邦ノ航海業ハ實ニ長足ノ進歩ヲ致シテ居リマス、其進歩致シテアル海事ノ現況ニ對シマシテハ種々不備ナ點ガゴザイマス、ソレテ現行ノ規則ニ改正ヲ加ヘマシテ、此法案ヲ編制致シタ譯テゴザイマス、又現行法ニ依リマスルト云フト、検査ヲ致ス船舶ハ西洋形船舶ニ限ラテゴザイマシテ、日本形ノ船舶ハ検査

ノ效用ヲ及シテゴザイマセヌ、借テ此前ニモ申述ベマスル船舶検査ノ目的ハ即チ航海ノ安全ヲ圖ルニ出テ、居ルモノデゴザイマスカラ、船ノ構造如何ニ依ッテ區別致スト云フコトハ、如何ニモ謂レナキコトニ屬シマスルノデゴザイマスルノデ、殊ニ至ッテ脆弱ナル構造ノ、所謂相ノ子船ト申スモノガ多クナッテ參リマスコトデアリマシテ、是等ハ餘程航海ニモ不都合ナ船舶デゴザイマス、旁、致シマスルノデ、是非現行ノ此船舶検査規則ヲ改正致サナケレバナラヌト云フ理由ヲ生ジマシタノデゴザイマス、就キマシテハ此法案ニハ船ノ構造其他ニ拘リマセズニ、即チ第一條ニ規定シテゴザイマスル例外ノモノヲ除キマシタ外ハ、總テ検査ヲ致スト云フコトニ改正ヲ加ヘマシタノデゴザイマス、次ニハ此現行ノ規則ニ依リマスルト云フト、此検査證書ノ效力ハ六箇月ト十二箇月ノ二種ニ分ッテゴザイマスルノデスガ、借此實際上此二種類ニ區別シテ置キマシテハ、種々不便ナ事ガ多クゴザイマスルノデ、就キマシテハ此法案ニハ其不便ヲ除クガタメニ、其船ノ種類、又船ノ現狀ニ依リマシテ、精密ナ調査ヲ遂ゲマシテ、相當ノ航行期間ヲ與フルコトニ致シマシテゴザイマス、且ツ又現行ノ方法ニ依リマスルト云フト、此一遍検査ヲ得マシテ、若シヤ其検査ニ對シテ船舶所有者ガ不服ナコトガゴザイマシテモ、別ニ之ヲ申立テルダケノ途ヲ開イテゴザイマセヌノデ、即チ一遍ノ検査ガ終結ヲ爲スト云フ事實ニナッテ居リマシタノデゴザイマス、是モ検査上萬誤リナキト云フコトモ保チ難イ譯デゴザイマス、尙ホ又或ハ船舶所有者ニ不服ノナイト云フコトモ豫期シ難イコトデゴザイマスカラ、此法案ニハ再検査ヲ申請スルコトノ出來ル門戸ヲ開キマシテ、船舶所有者ニ遺憾ノナイヤウニ致スト云フ趣意カラ致シテ、此コトモ規定シテゴザイマス、又ハ從來外國ノ船舶籍ニナッテ居リマス船ヲ帝國臣民ガ雇入レマシテ、帝國内ノ各港、若クハ帝國ト外國トノ間ノ航行ノ用ニ供シマスル船舶ニハ、検査ヲ施サスト云フコトニナッテ居リマス、是モ段々航海ノ實施上ニ依ッテ考察ヲ下シマスト云フト、均シク此航海ノ安全ト、生命財産ヲ保護スルノ點カラ見マスト、検査ヲ致サンケレバナラヌ譯デゴザイマスカラ、此法案ニハ矢張雇入外國船デゴザイマシテモ、帝國ノ船舶ト同様ニ検査ヲ致スコトニ規定シテゴザイマス、詰リ此案提出ノ理由ハ、委シクハ理由書ニモ記載シテゴザイマスカ、唯今申上ゲマス通ノ要領デゴザイマス、速ニ確定ノ運ニナリマスルコトヲ希望致シマス

○草刈親明君(二百三十二番) 一寸鈴木次官ニ御尋致シマス、政府ハ貴族院ノ修正ニ御同意デアリマスカ

○政府委員(男爵鈴木大亮君) 草刈君ニ御答申シマス、別ニ不都合ハナイト認メテ居リマス

○草刈親明君(二百三十二番) ツレナラ尙ホ續イテ御尋致シマスルガ、第二

條等ニ船舶職員トゴザイマシタノヲ、海技免狀云々ト修正ニ相成ッテ居リマス、船舶職員ト云フ事柄ハ「違フミ」ト呼フ者アリ海技ノ二字デ網羅シテ居ルト云フ御考デゴザイマセウカ

○議長(楠本正隆君) 日程ガ違ヒマス

○草刈親明君(二百三十二番) 議長、一寸伺ヒマス、日程ガ違フト云フノハ、ドウシテ違ヒマス

○議長(楠本正隆君) 議題ハ日程ノ第二、船舶検査法案デゴザイマス、未ダ日程ノ第四ニハ移リマセヌ

○草刈親明君(二百三十二番) 宜シウゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 次ハ、日程ノ第三、特別委員ノ選舉ニ移リマス

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十二番) 委員ノ選舉ハ議長ノ指名ニ任カセル、該法案ノ委員モ第七マデノ委員モ同シ委員ニ付託スルコトニ致シタイ

○議長(楠本正隆君) 吉本榮吉君ヨリ第二ヨリ第六マデ併テ同一委員ニ付託スルト云フ動議ガ提出サレマシタ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 御異議ナシト認メマス、選舉方法ハ議長指名デ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議ナシト認メマス、即チ吉本榮吉君ノ動議ノ通決定致シマス——次ハ日程ノ第四、船舶職員法案第一讀會ニ移リマス、朗讀ヲ省略致シマス——政府委員鈴木大亮君

第四 船舶職員法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ掲載ス)

船舶職員法案

第一條 日本船舶ニハ此ノ法律ノ規程ニ依リ船舶職員ヲ乘組マシムヘシ船舶職員ト稱スルハ船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長及一等機關士ヲ謂フ

第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス

第三條 海技免狀ハ左ノ十二種トス

甲種船長

甲種一等運轉士

甲種二等運轉士

乙種船長

乙種一等運轉士
乙種二等運轉士

丙種船長
丙種運轉士

機關長
一等機關士
二等機關士

三等機關士

第四條 各船舶ニ乗組マシムヘキ船舶職員ノ定員及其ノ免狀ノ種類ハ第一號表ニ依ル

第五條 海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル試験規程ニ依リ試験ヲ受ケ合格シ且海軍艦船ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シ又ハ商船學校全科卒業證書ヲ有シ遞信大臣ニ於テ海員試験規程ニ合格スト認ムル者ニハ試験ヲ用

第六條 左ニ記載スル事項ニ該當スル者ハ海員試験ヲ受クルコトヲ得ス又船舶職員タルコトヲ得ス

一 公權ヲ剝奪セラレ復權セサル者及公權停止中ノ者
二 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
三 癡癩白痴者若ハ身體不具ニシテ執職ニ不適當ナル者
四 海技免狀ノ行使ヲ禁止セラレタル者及其ノ行使停止中ノ者

第七條 高等ノ免狀ハ下等ノ免狀ニ代用スルコトヲ得

甲種船長ノ免狀ハ他ノ船長及運轉士ノ免狀ニ對シ、甲種一等運轉士ノ免狀ハ他ノ運轉士ノ免狀ニ對シ、甲種二等運轉士ノ免狀ハ乙種各運轉士及丙種運轉士ノ免狀ニ對シ、乙種船長ノ免狀ハ乙種各運轉士ノ免狀ニ對シ、乙種一等運轉士ノ免狀ハ乙種二等運轉士ノ免狀ニ對シ、丙種船長ノ免狀ハ丙種運轉士ノ免狀ニ對シ各高等ノ免狀トス

機關長ノ免狀ハ一等機關士以下ノ免狀ニ對シ、一等機關士ノ免狀ハ二等機關士以下ノ免狀ニ對シ、二等機關士ノ免狀ハ三等機關士ノ免狀ニ對シ各高等ノ免狀トス

第八條 左ニ掲グル者ハ二十圓以上二百五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ニ違背シ相當ノ船舶職員ヲ乗組マシメサル者
二 第二條及第四條ニ違背シ相當ノ海技免狀ヲ受有セスシテ船舶職員ト爲リタル者

三 第六條ニ違背シ船舶職員ト爲リタル者
四 海技免狀ヲ貸付シ之ヲ行使セシメタル者
五 海技免狀行使ノ假停止若ハ差押ヲ受ケ其ノ職務ヲ執リタル者
第九條 前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用井ス
前條ノ罰則ハ商會社ニ在テハ其ノ所爲ヲ爲シタル業務擔當ノ任アル社員取締役若ハ使用人ニ之ヲ適用ス

第十條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス
第十一條 明治十三年第二十八號布告及明治十四年第七十五號布告ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十二條 明治九年第八十二號布告、同年第九十四號布告及明治十四年第七十五號布告ニ依リ授與シタル免狀ハ第二號表ニ依リ各相當ノ免狀ト交換スヘシ其ノ交換ノ手續及時期ハ遞信大臣之ヲ定ム

前項ニ掲ケタル各種ノ舊免狀ハ新免狀ト交換スルマテ之ニ代用スルコトヲ得

第十三條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限リ積石數百五十石以上ノ帆船ニハ之ヲ適用セス

第十四條 遞信大臣ハ積石數百五十石以上ノ帆船ニ乗組ミ三箇年以來其ノ運航ヲ掌リ且此ノ法律施行ノ際現ニ船長ノ職ヲ執リ年齡二十歲以上ノ者ニハ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年ヲ限リ試験ヲ用井スシテ相當ノ海技免狀ヲ授與スルコトヲ得

第一號表

近	船 航 洋		遠	航路定限 船舶種類	積石噸數	職員名稱	免狀種類	定員
	汽	帆						
五百噸未滿	三百噸未滿	三百噸以上	三百噸未滿	一機一船	一機一船	一機一船	一機一船	一機一船
機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	等	等	等	等	等
乙種	甲種	甲種	甲種	二種	二種	二種	二種	二種
等	等	等	等	等	等	等	等	等
機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士	機關運轉士

海 航 船		沿 海 航 船		水 平 航 船	
船	帆 船	汽 船	汽 船	汽 船	汽 船
五百噸以上	十五噸以上二百噸未満 二百噸以上五百噸未満 五百噸以上	二百噸以上	二百噸未満	二百噸以上	百噸未満
一機二船	一船	一機一船	一機一船	一機一船	一機一船
等 等 等	等 等	等 等	等 等	等 等	等 等
機 關 轉 士	運 轉 士	運 轉 士	運 轉 士	運 轉 士	運 轉 士
長 士 長	長 士	長 士	長 士	長 士	長 士
甲 種 一 種	丙 種	乙 種 一 種	乙 種 一 種	乙 種 一 種	乙 種 一 種
等 等 運 轉 士	運 轉 士	等 等 運 轉 士	等 等 運 轉 士	等 等 運 轉 士	等 等 運 轉 士
機 關 轉 士	機 關 轉 士	機 關 轉 士	機 關 轉 士	機 關 轉 士	機 關 轉 士
長 士 長	長 士	長 士	長 士	長 士	長 士

第二號表

新舊免狀對照表

舊 免 狀	新 免 狀
甲種一等運轉手	甲種船長
甲種二等運轉手	甲種一等運轉士
甲種一等機關手	甲種二等運轉士
甲種二等機關手	機關長
乙種船長	一等機關士
假免狀船長	乙種船長若ハ丙種船長
乙種一等運轉手	乙種船長若ハ丙種運轉士
假免狀一等運轉手	乙種一等運轉士若ハ丙種運轉士
乙種二等運轉手	乙種二等運轉士若ハ丙種運轉士
假免狀二等運轉手	乙種二等運轉士若ハ丙種運轉士
乙種一等機關手	一等機關士
假免狀一等機關手	二等機關士
乙種二等機關手	二等機關士
假免狀二等機關手	乙種二等運轉士
小形船船長	乙種二等運轉士
小形船機關手	三等機關士

○政府委員(男爵鈴木大亮君) 船舶職員法案ハ、前ノ船舶検査法案ト相關聯シテ居ル事柄デゴザイマス、簡單ニ要領ヲ申述ベマスヤウニ致シマス、唯今マデ行レテ居リマスル所ノ船長、運轉士、機關士ノ資格ト、其免狀、又其免狀ノ效力、船舶乘込員等ノ試験法ニ關シマシテハ、明治十三年ニ制定セラレテ居リマスル所ノ西洋形船舶長、運轉手、機關手免狀規則ト云フモノガゴザイマシテ、專ラ此規則ニ依ッテ處分ヲ致シテ居リマスルノデゴザイマス、倍前ニモ申述ベマシタ通、航海業ノ發達ニ伴ヒマシテ、此規則中ニ規定致シテアリマスル事柄デハ、實際ニ適用シ能ハザル、又適用スルニ不都合ヲ感ズルコトガ多クゴザリマス、即チ此所ニ船舶職員法案ヲ提出致シタ譯デゴザイマス、現行ノ規則ニ依リマスルト云フト、西洋形ノ船舶ニ乘込ミマスル職員ダケノ規定ハ致シテゴザイマシテ、日本形船舶ニハ及ンデ居リマセヌノデゴザイマス、航海ノ安全ヲ圖ルト云フ精神カラ論究致シマスト云フト、西洋形ナルト日本形ナルトヲ問ヒマセズニ、均シク保護監督ヲ加ヘナケレバナラヌト申スコトガ論モノイ次第デゴザリマス、就キマシテハ此法案ニハ何レノ形式ノ船デゴザリマシテモ、十分技能アル職員ヲ乘セマシテ、サウシテ船舶ノ操縦ヲ致サセル目的デゴザリマス、且又乘組員ノ資格ナリ、制限ナリニ就キマシテモ、此船舶ノ種類ト、其大小ト、又航路ノ遠近ニ依リマシテ十分ナル斟酌ヲ加ヘマシテゴザリマス、且ツ又現行規則ニ依リマスト云フト、外國人ガ外國政府ノ免狀ヲ得テ居リマスモノハ、別ニ本邦ニ於テ試験ヲ致スト云フトハナシニ、外國デ受ケマシタル免狀ノ儘デ乘船スルト云フトコトニナッテ居リマス、此法案デハワレヲ改メマシテ、矢張帝國ノ試験ヲ經テ、帝國ノ免狀ヲ與ヘルコトニ致シテ居ル譯デゴザイマス、詰リ自國ノ船舶ニハ自國ノ免狀ヲ與ヘテ置クト云フノガ當リ前ノ事デゴザイマスカラ、先ヅ此法案ノ要領ハ今申述ベマシタ通りデゴザイマス、次ノ日程ニ上ボッテ居リマスル……

○議長(楠本正隆君) 日程ノ第六、懲戒法案モ併セテ議題ト爲シマス

第六 船舶職員懲戒法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

第一章 總則

第一條 海技免狀ヲ受有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當スルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フヘシ

一 正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶ヲ放棄シタルトキ

二 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ自他ノ船舶ヲ問ハス之ニ損害ヲ加ヘ

若ハ之ヲ沈没セシメタルトキ

三 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ人ヲ殺傷シタルトキ

四 海難ニ罹リ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ

五 海難ニ罹リタル船舶アルコトヲ認メ正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ

六 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

七 亂醉粗暴其ノ他ノ失行アリタルトキ

第二條 懲戒ハ左ノ三種トス

一 免狀行使ノ禁止

二 免狀行使ノ停止

三 譴責

第三條 前條懲戒ノ適用ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ海員審判所之ヲ定ム

第四條 免狀行使ノ停止ハ一月以上三年以下トス

第五條 海員審判所ハ左ノ原因アルトキハ審判ヲ行ハス

一 確定裁決

二 時効

第一條各號ニ該當スル者ハ廢業ノ故ヲ以テ懲戒ヲ免ルコトヲ得ス

第六條 時効ノ期間ハ審判ヲ受クヘキ事件ノ生シタル日ヨリ五年トス

第七條 海員審判所ノ審判ニ關シ此ノ法律ニ規程ナキモノニ付テハ刑事訴訟法ノ規程ヲ準用ス

第二章 海員審判所ノ組織及管轄

第八條 海員審判所ハ地方海員審判所及高等海員審判所ノ二トス

地方海員審判所ハ船舶司檢所ニ置キ高等海員審判所ハ遞信省ニ置ク

第九條 海員審判所ニハ審判所長、審判官、理事官及書記ヲ置ク

審判所長、審判官、理事官及書記ノ定員並其ノ任用ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 地方海員審判所ノ審判ハ審判長及審判官ヲ併セテ三人高等海員審判所ノ審判ハ審判長及審判官ヲ併セテ五人ノ列席合議ヲ以テ之ヲ行フ

第十一條 地方海員審判所ノ管轄區域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 審判ニ付スヘキ事件ノ管轄權ハ其ノ事件ノ生シタル船舶ノ定繫場ヲ管轄スル地方海員審判所ニ屬ス

同一ノ事件ニ付二箇以上ノ地方海員審判所管轄權ヲ有スルトキハ其ノ事件ノ生シタル地ニ最モ近キモノノ管轄トス

第十三條 地方海員審判所ノ理事官又ハ被審人ハ其ノ事件ヲ他ノ地方海員

審判所ニ移付スルノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ審判期日前ニ管轄海員審判所ヲ經由シテ高等海員審判所ニ申請書ヲ差出スヘシ

高等海員審判所ハ前項ノ申請アリタル場合ニ於テ審判上便益ナリト認ムルトキハ其ノ決定ヲ以テ他ノ地方海員審判所ニ該事件ヲ移付スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ該事件ハ移付ヲ受ケタル地方海員審判所ノ管轄權ニ屬ス

第十四條 高等海員審判所ハ左ノ場合ニ於テ理事官又ハ被審人ノ申請書ニ依リ何レノ海員審判所ニ於テ本件ヲ審判スルノ權アルヤヲ決定ス

一 權限アル地方海員審判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ

審判權ヲ行フコトヲ得サルトキ

二 二以上ノ地方海員審判所審判權ヲ有シ又ハ有セストノ確定裁決ヲ爲シタルトキ

第三章 審判前ノ手續

第十五條 船舶司檢所司檢官、同司檢官補、警察官吏、市町村長及浦役人ニ於テ此ノ法律ニ依リ審判ニ付スヘキ事實アリタルコトヲ認知シタルトキハ

直ニ其ノ事實ヲ詳記シ管轄地方海員審判所ノ理事官ニ報告スヘシ

第十六條 領事官及貿易事務官帝國外ニ於テ前條ノ事實アリタルコトヲ認知シタルトキハ證據ヲ集取シ管轄地方海員審判所ノ理事官ニ報告スヘシ

第十七條 理事官審判ニ付スヘキ事實アリタルコトヲ認知シタルトキハ證據ヲ集取シ又必要ニ應シ實地臨檢スルコトヲ得

第十八條 理事官ハ職權ヲ以テ審判ノ開始ヲ地方海員審判所ニ申立ツヘシ

前項ノ申立ヲ爲ストキハ證據其ノ他必要ノ書類ヲ添附スヘシ

第四章 地方海員審判所ノ審判

第十九條 地方海員審判所ハ理事官ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ審判ヲ開始スヘキヤ否ヤヲ決定ス但シ職權ヲ以テスル場合ニ於テハ理事官ノ意見ヲ聽クヘシ

開始決定ハ理事官及被審人ニ之ヲ通知スヘシ

第二十條 地方海員審判所ニ於テ下調ヲ必要ナリト決定スルトキハ審判所長ハ審判官ニ其ノ下調ヲ命スヘシ

第二十一條 下調ノ命ヲ受ケタル審判官ハ被審人ヲ呼出シテ之ヲ訊問スルコトヲ得

受命審判官ハ必要ナル證據ヲ集取スヘシ

受命審判官ハ證人、鑑定人ヲ呼出シ又ハ通事ヲ命シ若ハ臨檢ヲ爲スコト

衆議院議事速記録第二十九號

明治二十九年三月二日

船舶職員懲戒法案

第一讀會

四一九

ヲ得

第二十二條 被審人若ハ證人正當ノ理由ナクシテ受命審判官ノ呼出ニ應セサルトキハ受命審判官ハ引致狀ヲ發シテ之ヲ引致セシムルコトヲ得

引致狀ハ理事官ノ命令ニ因リ勾引狀執行ノ手續ヲ準用シテ之ヲ執行ス

第二十三條 被審人逃走シ又ハ逃走ノ虞アルトキハ受命審判官ハ免狀行使ノ假停止ヲ爲シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十四條 被審人又ハ證人疾病其ノ他正當ノ事故アリテ呼出ニ應スルコト能ハサルコトヲ疏明スルトキハ受命審判官ハ其ノ所在ニ就テ之ヲ訊問シ若ハ他ノ地方海員審判所ニ其ノ訊問ヲ囑託スルコトヲ得

第二十五條 受命審判官下調ヲ終リタルトキハ調書及一切ノ證憑ヲ審判所長ニ差出シ審判所長ハ直ニ之ヲ理事官ニ送付スヘシ

理事官ハ三日以内ニ意見ヲ付シ其ノ書類ヲ審判所長ニ還付スヘシ

第二十六條 地方海員審判所ハ下調ヲ十分ナリト思料スルトキハ審判ヲ繼續スルヤ否ヤヲ決定スヘシ

審判ヲ繼續スヘシト決定スルトキハ審判期日ヲ定メ被審人ヲ呼出スヘシ

審判ヲ繼續セスト決定スルトキハ被審人ヲ放免スヘシ

第二十七條 審判ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ地方海員審判所ノ決定ニ依リ其ノ公開ヲ停止ス

第二十八條 第二十一條乃至第二十四條ハ地方海員審判所ノ審判ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十九條 開廷中秩序ノ維持ハ審判長ニ屬ス審判長ハ審判ヲ妨クル者又ハ不當ノ言語ヲ發スル者ヲ退廷セシムルコトヲ得

第三十條 被審人及證人ノ訊問ハ審判長之ヲ爲ス

審判官及理事官ハ審判長ニ告ケ被審人及證人ヲ訊問スルコトヲ得

第三十一條 理事官ハ審判ニ立會ヒ其ノ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十二條 被審人ハ補佐人ヲ用ウルコトヲ得但地方海員審判所ノ認許シタル者ニ限ル

第三十三條 地方海員審判所ハ呼出ヲ受ケタル被審人審判期日ニ出頭セサルトキハ關席裁決ヲ爲スヘシ但シ被審人ノ疾病其ノ他ノ故障ニ依リ審判ヲ行フコト能ハサルトキハ決定ヲ以テ其ノ審判ヲ延期又ハ中止スルコトヲ得

第三十四條 刑事裁判手續中ハ被審人ニ對シ審判ヲ開始スルコトヲ得ス

被審人刑事訴追ヲ受ケタルトキハ其ノ事件ノ判決ヲ終ルマテ審判ヲ中止スヘシ

第三十五條 理事官及被審人ハ本案ノ裁決アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ

審判ヲ行フヘカサルノ申立ヲ爲スコトヲ得

地方海員審判所ハ職權ヲ以テ管轄違又ハ審判ヲ行フヘカサルノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 地方海員審判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ裁決ヲ待タズ直ニ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

第三十七條 裁決ニハ其ノ理由及證憑ヲ明示スヘシ

第三十八條 裁決及裁決始末書ノ原本ハ審判ヲ爲シタル地方海員審判所之ヲ保存スヘシ

第五節 高等海員審判所ノ審判

第三十九條 理事官及被審人ハ地方海員審判所ノ裁決ニ對シ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

第四十條 控告ノ期間ハ裁決言渡アリタル日ヨリ七日トス

關席裁決ニ對スル控告ノ期間ハ被審人自ラ裁決ヲ送達ヲ受ケタル日ヨリ十四日トス

第四十一條 控告ヲ爲スニハ其ノ申立書ヲ原地方海員審判所ニ差出スヘシ

原地方海員審判所ハ直ニ該申立書及一件書類ヲ高等海員審判所ニ送付スヘシ

第四十二條 高等海員審判所ノ審判ニ付テハ地方海員審判所ノ審判ニ關スル規程ヲ適用ス

第四十三條 高等海員審判所ハ控告ヲ理由アリトスルトキハ原裁決ヲ取消シ更ニ裁決ヲ爲スヘシ

控告ヲ理由ナシトスルトキハ裁決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第六章 執行處分

第四十四條 懲戒ハ裁決確定ノ後之ヲ執行ス

第四十五條 免狀行使ノ禁止ヲ言渡シタルトキハ其ノ審判ヲ爲シタル海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ケ遞信省ニ送付スヘシ

免狀行使ノ停止ヲ言渡シタルトキハ其ノ審判ヲ爲シタル海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ケ期間滿了ノ後之ヲ本人ニ還付スヘシ

免狀行使ノ禁止若ハ停止ヲ言渡サレタル者海員審判所ニ免狀ヲ差出ササルトキハ海員審判所ハ其ノ免狀ヲ無効ト爲シ官報ニ告示スヘシ

第七章 罰則

第四十六條 海員審判所又ハ受命審判官ヨリ證人トシテ呼出サレタル者及鑑定又ハ通事ノ爲呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス若ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ二圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十七條 證人トシテ海員審判所ニ呼出サレタル者偽證ヲ爲シタルトキ

及鑑定又ハ通事ノ爲海員審判所ニ呼出サレタル者詐僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

賄賂其ノ他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者亦同シ
前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ裁決言渡ニ至ラサル前ニ自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

附則

第四十八條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

第四十九條 海員審判所ノ事務章程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 此ノ法律施行ノ際西洋形船舶長運轉手機關手免狀規則第十條ニ依リ審問中ノ事件ハ此ノ法律ニ依リ管轄權ヲ有スル地方海員審判所ノ管轄トス其ノ既ニ審問ノ判定ヲ受ケタルモノハ第五章ノ規程ニ依リ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

○政府委員(男爵鈴木大亮君) 船舶職員懲戒法案、即チ第六ノ日程ニ上ボツテ居リマスル此法案モ、前ニ申述ベマシタ所ノ船舶職員法ト全ク密接ノ關係ヲ爲シテ居ルノデゴザイマス、此法案ノ要領ヲ摘シテ申述ベマスト云フト、此唯今ニ行レテ居リマスル所ノ規則ト申シマスモノガ、矢張最前ニ制定致シテ置キマシタモノデゴザイマスカラ、今ノ現況ニハ適合致サヌコトガ往々ゴザイマス、殊ニ其規定シテ居リマスル所ノ事柄ハ誠ニ簡單過ギマスノデ、此懲戒處分ヲ爲シマスルニ、審問等ノ手續ガ整備致サヌコトガ往々ゴザイマスノデ、實際上餘程不都合ノ事柄モ往々生ジマスルヤウナ譯デゴザイマス、且又此懲戒ノ事柄ト申シマスモノハ、此免狀ヲ持ッテ居リマスル其當人一人ノミノ關係デゴザイマセズニ、即チ其結果ハ船舶所有者若クハ保險業者等ニ影響ヲ及スコトガゴザリマスノデ、餘程此懲戒ノ事柄ニ對シマシテハ精密ナ規定モ要シマスル次第デゴザリマス、此唯今提出致シテ置キマスル所ノ法案ニハ、審判所ノ法制ナリ、又審判ノ手續、其執行ノ處分、是等ノ重ナル要點ニ關シマシテハ必要ナ條項ヲ規定シテゴザイマスノデ、唯今マデ行レマシタ所ノ規則ニ對シマスルト、十分ナ改正ヲ加ヘマシテ、精確ナル規定ニナラテ居ルノデゴザリマス、詰リ前ニモ申シマシタ通、船舶職員法ト相關連シマシテ必ズ偏廢スベカラザルモノデゴザイマス、是モ併テ速ニ確定アラレンコトヲ希望致シマス

○章刈親明君(二百三十二番) 先刻ハ第一、第三、第六ト一東ニシテ議題ニ付セラレタト思ヒマシテ、御尋ヲ致シテ問違ヒマシタガ、更ニ御尋ヲ致シマス、船舶職員法案ノ第二條ニ、船舶職員ト云フコトヲ貴族院ガ海技ト修

正シテゴザリマス、ソレカラ第五條ニ、船舶職員免狀ハト云フコトヲ、海技免狀ハ遞信大臣ノ定メル試驗規定ニ依リ云々合格シ、且ツ海員名簿ニ登錄ヲ受ケタルモノニ授與スト改正ニナラテ居リマス、即チ政府案デゴザリマスレバ、且ツ船舶職員名簿ト云フコトヲ海員名簿ト云フコトニシテアル、ソコデ第一御尋ヲ致シタイノハ、此改正案ノ修正ニ就イテハ、政府ハ御同意デアルカ、第二ニハ、海技ト云フ二ツノ文字ヲ以テ、船舶職員ト云フ汎博ナル總テノ職員ヲ網羅スルコトガ出來ルカ、ソレカラ第三ニハ、第五條ノ海技免狀ト云フモノハ試驗ヲ受ケテ、サウシテ合格シテ、且ツ海員名簿ノ登錄ヲ受ケタモノデアリマスル以上ハ、海員名簿ニ登錄ヲ受ケマスルモノハドウ云フモノデアルカ、ドウ云フ手續ヲ經レバ海員名簿ノ登錄ヲ受ケルコトガ出來ルデアルカ、即チ海員名簿ニ登錄ニナラタモノデアケレバ試驗ニ合格ヲ得マシテモ海員ニナルコトガ出來ナイト云フ解釋ニナラテ居リマスカラ、此箇條ヲ御尋致シマス、又續イテ船舶職員懲戒法案ノ方ニ至ラテ御尋ヲ致シマスルノハ澤山ゴザイマスケレドモ、一箇條ダケ御尋シテ置キマス、第七條ニ調書ノ調成期間ノ計算及ビトゴザイマスルノヲ、海員審判所ノ審判ニ關シ云々トゴザイマス、要スルニ此審判所ト云フモノ、免狀ハ、海員審判所ト云フコトニナラテ居ルト思ヒマスガ、然ルニ前船舶職員法案ニ依ラテ之ヲ考ヘテ見マスレバ海員ト云フモノハ別ニ懲罰ヲ受ケルノ場合ガナイヤウニ思フノデアアル、海技トナラテカラ始テ懲罰ヲ受ケナケレバナラヌ規程ニ相成ッテ居リマスガ、ツレバ海員審判所ト云フ名目ニ更正ヲ貴族院デ致シマシタノヲ御同意ト云フコトニナリマスレバ、ドウ云フモノデアアルカ、殊ニ又此事ニ就キマシテハ、第一條ニ制裁ヲ受ケマス者ハ海技ニ限ラテ居ル、海員ト云フ者ニ制裁ヲ與ヘルコトハナイノデアアル、即チ海員ト云フ者ハ海ニ乗込シテ居ラテ如何ナル失策ヲ致シマシテモ懲罰スルノ明文ガゴザリマセヌノニ、ソレニ其際海員トシテ却テ海技ト云フヤウナモノ、方ニ近寄ラタ所ノ裁判所ノ名ガナイノハドウ云フ譯デアアルノデスカ、其義ヲ御尋致シマス

○議長(楠本正隆君) 政府委員佐藤秀顯君

(政府委員遞信省管船局長佐藤秀顯君演壇ニ登ル)

○政府委員(佐藤秀顯君) 章刈君ニ御答ヲ致シマスガ、第一貴族院ノ修正ニ同意デアアルカ否ヤト云フ御尋ハ、先刻鈴木大政府委員カラ御答致シマシタ通ニ、別ニ不都合ハナイト見テ居ルノデアリマス、ソレデ兩院ノ御意志ニシテ合體スルコトデアアルナラバ、此修正ノ通テ支ヘナイト存ジマス、又船舶職員免狀ヲ有スル者ト云フ文字ヲ、海技免狀ト修正シタノハドウ云フ譯カト申レマスレバ、御覽ノ通ニ、第一條ニ船舶職員ト云フ者ハ五ツニ限ルト云フコトヲ規定シテアリマシテ、ソレカラ海技免狀ハ十二種アルト云フコトニナラテ

居リマスカラ、船舶職員免狀ト申シテ支ヘハ固ヨリナイ積デアッタノデゴザイマスガ、貴族院ハ船舶職員免狀ト、船舶職員トハ幅ガ違フ、一方ハ十二種アル、又一方ハ五ツデアアルカラシテ幅ノ違フモノデアアル、何ンダカ紛ラハシイ嫌ガアル、故ニ船舶職員免狀ト云フモノハ海技免狀トスル方ガ宜シイ、ナゼ海技免狀トスルカト云ヘバ、今日現行法デ海技免狀ト稱ヘテ居ルノデアアルカラ、寧ロ其方即チ別々ノモノデアアルト云フ方ガ分リ易イカラ斯ウスル方ガ宜シイト云フコトデ、名ヲ變ヘタノデアアルノデス、ソレカラ海員名簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ授與ストアルノハドウ云フ手續デアアルカト云フ御尋ニ對シマシテハ、今日デモデス、前申述ベマシタ海技免狀ハ、遞信大臣ノ定メタ試験規定ニ依ッテ試験ヲ致シマシテ、合格ヲスレバ試験合格證書ト云フモノヲ試験官ガ受驗者ニ向ッテ渡スノデアリマス、ソレカラ其合格證書ヲ以テ更ニ海技免狀ヲ受ケニ遞信省ニ出テ參リマシテ、果シテ其合格證書ガ正シイモノデアアルナラバ、ソレニ向ッテ海員名簿ニ登録ヲ致シマシテ免狀ヲ渡スノデアリマス、ソレデ御分リニナリマシタラウカ、ソレカラ懲戒法ノ方ニ移リマシテ、第七條ヲ貴族院ガ修正ヲ致シマシタノハ、處々ニ原案デハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用スルト云フコトガ書イテアッタテ、甚ダ箇條ガ多クモナルシ、又若シ五十餘條ニモ涉ッテ居ル規則デアアルガ、其中ニ特ニ規定シテナイモノデ、刑事訴訟法ノ規定ヲ準用シナケレバナラヌ場合ガナイトモ言ハレヌカラシテ、寧ロ處々ニ載セルコトヲ一箇處ニ纏メテ、總則ニ於テ海員審判所ノ審判ニ關係ヲシテ此法律ニ規定シテナイモノハ、總テ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用スルト云フ方ニシテ置ク方ガ、廣クシテ却テ都合ガ宜カラウト云フダケノ意味デ茲ニ纏メタノデアリマス、ソレダケノ事ヲ御答シテ置キマス

○章刈親明君(二百三十二番) 一寸分リマセヌデスカラ又伺ヒマスガ、唯今ノ御説明ニ依レバ、海員職法案ノ第一條ニ、海員職員ト云フ者ハ船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長及一等機關士ノ五ツノ者ヲ云フノデアアル、其トガ即チ海技ト云フモノデアアルト云フヤウナ御説明ニ拜聽致シマシタ、サウシマスレバ第一條ノ所謂船舶職員ト云フ者ニナリマスノニハ如何ナル手續ヲ經テナルモノデゴザイマセウカラ承ッテ、ソレカラソレニ續イテ先刻御尋ヲシマシタ海員ノコトデゴザリマス、今日ノ何か訓令カ何カニハ、農商務大臣ガ試験ノ免狀ヲ與フルトカ云フコトガゴザイマセウケレドモ、此法律ガ效力ヲ有スルヤウニナリマスレバ、ソレ等ノ法律モ從ッテ消滅ニ歸サナケレバナラヌト思ヒマス、サウスルト別ニ勅令トカ省令トカヲ以チマシテ、海員ニ採用スルト云フ御成算デゴザイマセウカ、ソレカラ第三ニ、此海員ノ刑事訴訟法云々ノコトハ、私ノ間ニ御問違ノ御答辯ニナツタヤウニ思ヒマス、私ノハサウデハアリマセヌ、此懲戒法ヲ見マスルノニ、海員ヲ懲戒スルト云フ法律

ハナイノデアアル、海技員ヲ懲戒スルノ明文ハアルノト思フ、サウスレバ海員ト云フ者ハ懲戒ニ付スト云フ明文ハナイノニ、殊更ニ其裁判所ニ海員ヲ審判スル裁判所ノ文字ヲ用ヒラレタノハドウ云フ譯デアアルカ、職員ヲ審判スルニ海員裁判所トシナクテモ、職員裁判所トシテ宜イデアハナイカ、此事ニ就キマシテハ獨リ第七條ノミデハゴザリマセヌ、第二十六條ノ如キモ、地方海員審判所ト云フ文字ガゴザリマスカラ多少疑フ生シテ先刻承ッタノデアリマスハ必ズ御質問致シマスガ、其他ニ貴族院ガ第十四條ノ第一項ト云フモノ、船舶ト云フコトニ就キマシテ、帆前船杯ヲ渾テ削除ニナツタヤウデアリマスガ、是ハ他ノ法律ニ據リマスレバ則チ御提出ニナツテ居ル法案ニ據リマスレバ、帆前船ノ船長其他ノ者ヲモ制裁スルコトニ規定ニナツテ居リマス、此場合ニ於キマシテ是ヲ全部削除致スト云フノハ、ドウ云フ譯デアリマスガ、是ヲ新ニ御問致シマス

○政府委員(佐藤秀顯君) 御答致シマス、船舶職員ハ第一條ノ御問ノ通ニ、五ツノモノニ限ッテ居ルノデ、ソレニナルノハドウシテナルカト申シマスレバ、海技免狀ヲ所有シテ居ル者デナケレバナレナイ、其海技免狀ノ種類ト云フモノハ第三條ノ十二種デアアル、此十二種ヲ受ケルノニハ遞信大臣ノ定ムル試験ヲ受ケテ合格シテ、海員名簿ニ登録シタル者ニ限ルノデ、其十二種ノ中カラ第一條ノ船舶職員ニナルニハ、ドウ云フ免狀ノ種類デアアルカト云フコトハ、第四條ノ第一號表デ分ルノデアアル、ソレカラ第七條ノ御尋ハ懲戒法ノ第一條ニ「海技免狀ヲ所有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當スルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ」云々トアリマスカラ、是ヲ海員ト唱ヘルノデアリマシテ、其海員ガ第一條ノヤウナ場合ガアッタナラバ、懲戒ヲ加ヘル處ガ即チ海員審判所デアアルノデゴザリマスカラ、ソレデ御分リニナランコトヲ希望スルンデス、尙不明瞭デアリマスレバ申上ゲテモ宜シイ、ソレカラ其第一號表ノ中帆船ノ分ヲ削リマシタノハ、檢査法ニ元ト帆船ト云フモノハ檢査ヲ受ケテ四ツニ區別ヲスルト云フコトニナツテ居リマシタノヲ帆船ハ沿海航船以下ニ限ラレテ仕舞ッタナラバ、非常ニ迷惑ナ話デ、ドウシテモ沿海航船以上デナケレバ商賣ガ出來ヌト云フ嫌ガアルノデアアルカラ、帆船ニ就イテ遠海航船、近海航船ノ二種ニ區別シテ、ドウシテモ近海航船ノ區域ヲ歩クコトハ出來ヌコト、云フヤウナ船デアッタナラバ、檢査法ノ原案ノ第十一條ノ航行期間ヤ航路定限ト云フモノハ、遞信大臣ガ必要ナ細則ヲ定メテ規定スルコトニナツテ居ルカラ、ソレニ依ッテ近海航路ノ幾部分ニ制限スルコトモ出來ルノデアアル、ソレデアアルカラ帆船ノ檢査ヲ受ケベキモノハ二種ニ限ッテ置クガ宜イ、ソレデ沿海航船中カラ職員ノ規定モ削ッテシマフト云フコトデ、之ヲ除

イタノデアリマス

○草刈親明君(二百三十二番) 今一箇條伺ッテ置キマスガ、第一條ト第五條ノ第二項ニ就キマシテ、尙確メテ置キマス

○政府委員(佐藤秀顯君) 職員法デゴザイマスカ

○草刈親明君(二百三十二番) 職員法ノ第一條、第二條、第五條——第二條ニ「海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス」トゴザイマス、サウシテ其海技免狀ヲ有シテ船舶職員タル者ハ、第五條デ遞信大臣ニ於テ海員試験規程ノ試験ヲ受ケ合格シタト認メル者ニハ、試験ヲ用井ズシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得トスウゴザイマス(質問ハ委員會ニ讓ルベシ)ト呼フ者アリ)私ノ疑ハ初メニハ海技ノ免狀ヲ得タ者デナケレバ船舶職員トナルコトヲ得ズトアリ、後ニハ海員試験規程ニ合格スト認メル者ニハ試験ヲ用ヒズシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得トアレバ、第一條ニ免狀ヲ與フルコトガ出來ルヤウニナリハセヌカト思ヒマス、是ハ第二條ノ特別法ト見テ宜シイノカ、又ハ他ニ意味ガアルカト云フコトヲ伺フノデ、勿論委員會デ問ヘト云フコトデゴザイマスガ、議長ノ選舉デ私ノ如キハ委員ニ當選シタコトガゴザイマセヌカラ、問フノデゴザイマス

○政府委員(佐藤秀顯君) 御答ヲ致シマス、第五條ノ第二項ハ海軍ノ士官以上デアリマスルトカ、又商船學校ノ全科卒業證書ヲ有シテ居ッテ立派ナ經驗モアリ學術モアル者デアッテ、其上ニ遞信大臣ガ海員試験規程ニ合格スルト認メタ者デアレバ試験ヲ用ヒズシテ相當ノ免狀ヲヤルト、乃チ第三條ノ十二種ノ中相當ノモノヲヤルト云フノデゴザイマスカラ、ソレヲ受ケタ者ハ第二條ノ船舶職員トナルコトヲ得ルカラ、第一條ノ職員ニナルコトヲ得ルノデス

○草刈親明君(二百三十二番) 分リマシタ

○議長(楠本正隆君) 日程ハ第八ニ進ミマス——銀行合併法案、第一讀會、朝讀ヲ省略シマス——政府委員添田君

第八 銀行合併法案(政府提出) 第一讀會 (左ノ議案ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノタメ玆ニ掲載ス)

銀行合併法 第一條 同一ノ法律ニ依リテ設立シタル銀行營業ノ各株式會社ハ其ノ一様ノ金額及各株式ニ付拂込ミタル金額相同シキモノニ限り左ノ方法ニ依リ合併スルコトヲ得

第一 會社其ノ資産及負債ノ全部ヲ以テ他ノ會社ニ合併スルコト

第二 二箇以上ノ會社合併シテ更ニ一ノ會社ヲ設立スルコト

第二條 前條第一ノ方法ニ依リ合併セントスル會社ハ各其ノ株主總會ニ於テ合併ニ關スル事項ヲ決議シ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認可ヲ受クヘ

前項株主總會ノ招集ハ少クトモ會日ノ三十日前ニ之ヲ爲スヘシ

第三條 第一條第二ノ方法ニ依リ合併セントスル會社ハ各其ノ株主總會ノ決議ヲ取リタル後各會社株主ノ聯合總會ヲ開キ合併ノ決議ヲ爲シ更ニ設立スヘキ會社ノ定款ヲ議定シ各會社取締役ノ連署ヲ以テ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認可ヲ受クヘシ

聯合株主總會ニ於テハ更ニ設立スヘキ會社ノ取締役及監査役ヲ選定ス

前條第二項ノ規程ハ本條ノ株主總會ニモ亦之ヲ適用ス

第四條 株主總會及聯合株主總會ノ決議方法ハ商法第二百三條ノ規程ニ依ル

聯合株主總會ニ於ケル株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇トス但各會社ノ定款ニ於テ議決權ノ制限ヲ設ケタルトキハ其ノ制限ハ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ニ對シテノミ之ヲ適用シ且各定款ノ制限同シカラサルトキハ株主ニ對シ最利益アル制限ノ規程ヲ適用ス

第五條 株主總會ノ招集アリタルトキハ各會社ハ合併スヘキ他ノ會社ノ株主ノ求ニ應シ商法第二百二十二條ニ掲ケタル書類ノ展閱ヲ許ス義務アリ

第六條 株主總會ノ招集アリタルトキハ各會社營業所ノ裁判所ハ合併スヘキ一方ノ會社ノ總株金ノ少クトモ五分ノ一ニ當ル株主ノ申立ニ因リテ一人又ハ數人ノ官吏ニ他ノ一方ノ會社ノ業務ノ實況及財産ノ現況ノ検査ヲ命スルコトヲ得

商法第二百二十五條及第二百二十六條ノ規程ハ本條ノ検査ニモ亦之ヲ適用ス

第七條 聯合株主總會若クハ第二條ノ株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ取締役ヨリ之ヲ裁判所ニ届出ツヘシ

第八條 主務省及裁判所ハ合併ノ實況ヲ監視スル權アリ

第九條 聯合株主總會若クハ第二條ノ株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ合併ニ因リ消滅スヘキ會社ハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル會社義務ヲ履行スル外其ノ業務ヲ止メ且少クトモ三回之ヲ公告スヘシ取締役之ニ拘ハラシテ營業ヲ續行スルトキハ此カ爲メ其ノ全財産ヲ以テ自己ノ責任ヲ負フ

第十條 合併セントスル會社ハ公告ヲ爲シテ聯合株主總會若クハ第二條ノ株主總會ノ會日前一箇月ヲ除エサル期間株式ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

第一條第二ノ方法ニ依リ合併セントスル場合ニ在テハ聯合株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタル日ヨリ第十四條ニ依リ登記ヲ受クルマテノ間ニ爲シタル株式ノ讓渡ハ無効ナリ

議院議事速記録第二十九號

明治二十九年三月二日

銀行合併法案

第一讀會

四三三

第十一條 合併ノ認可アリタルトキハ取締役ハ合併ノ旨ヲ總テノ債權者ニ通知シ且合併ニ對シ異議アル者ハ或ル期間内ニ會社ニ申出ツヘキ旨ヲ僅告スルコトヲ要ス但其ノ期間ハ三十日ヲ下ルコトヲ得ス
前項ノ通知ニハ合併セントスル各會社ノ財産目錄及貸借對照表ヲ添附スヘシ

第十二條 前條ニ掲ケタル期間内ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議ナキモ
ノト看做ス
期間内ニ異議ヲ申出タル債權者アルトキハ會社ハ直ニ其ノ債務ヲ辨償シ若クハ之ニ擔保ヲ供シテ其ノ異議ヲ取除クコトヲ要ス

第十三條 會社ハ第十一條ノ期間ヲ經過シ且有效ニ申出タル債權者ノ異議ヲ取除キ又訴訟中ノ債務額ハ之ヲ辨償シ若クハ供託シタル後ニアラサレハ合併ヲ決行スルコトヲ得ス但總テノ債權者ニ於テ異議ナキコトヲ明示シタルトキハ該期間内ト雖合併ヲ決行スルコトヲ得

第十四條 合併ヲ決行シタルトキハ十四日以内ニ登記ヲ受ケ同時ニ之ヲ株主ニ通知シ且地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツヘシ
登記及公告スヘキ事項ハ左ノ如シ
第一 合併後存留スル會社ニ在テハ
一 合併認可及合併決行ノ年月日
二 既ニ登記ヲ受ケタル事項ニ變更ヲ生シタルモノ
三 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名
第二 合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ在テハ商法第百六十八條第二項(第八號ヲ除ク)ニ掲ケタル事項ノ外仍左ノ二項

一 合併認可及合併決行ノ年月日
二 合併ニ因リ消滅シタル會社ノ社名
第十五條 會社支店アルトキハ其ノ所在地ニ於テモ亦登記ヲ受クヘシ
第十六條 第十四條ノ期間内ニ登記ヲ受ケサルトキハ此カ爲メ會社又ハ第三者ニ生セシメタル損害ニ付取締役ハ其ノ全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

第十七條 合併後存留シ若クハ合併ニ因リ更ニ設立セル會社ハ合併ニ因リ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承繼ス
第十八條 國立銀行ハ第一條第二ノ方法ニ依リ合併スルコトヲ得ス
第十九條 第二條第一項ノ決議方法ハ國立銀行ニ在テハ國立銀行條例第六十九條ノ規程ニ依ル

第二十條 合併ニ因リ消滅シタル國立銀行ニ於テ發行シタル紙幣ハ合併後存留スル國立銀行ニ於テ自己ノ發行シタル紙幣ト俱ニ國立銀行條例第百

十二條ノ方法ニ依リ其ノ營業年限内ニ悉皆消却スヘシ
第二十一條 合併ノ認可アリタルトキハ合併ニ因リ消滅スヘキ會社ノ訴訟ハ合併後存留シ若クハ合併ニ因リ更ニ設立セル會社ニ於テ訴訟手續ヲ受繼クマテ之ヲ中斷ス
民事訴訟法第一編第三章第五節當事者ノ死亡ニ因レル訴訟手續ノ中斷ニ關スル規程ハ前項ノ場合ニモ亦之ヲ準用ス

第二十二條 取締役第十四條ノ登記ヲ受クルコトヲ怠リタルトキハ商法第百五十六條ノ例ニ依リ第十一條ノ通知及催告ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ商法第百五十九條ノ例ニ依リテ處分ス

〔政府委員大藏書記官添田壽一君演壇ニ登ル〕
○政府委員(添田壽一君) 凡ソ銀行制度ノ上ニ於キマシテ最モ缺クベカラザルモノハ、此信用デアリマス、而シテ此信用ノ因テ起リマス所以ハ、資本ノ十分ナルコト、銀行ノ基礎ノ確實ナルト云フコトニアルト云フコトハ御承知ノ通デアリマス、我國ノ金融機關ノ現狀如何ヲ考ヘテ見マスルト、未ダ此等ノ點ニ於テ満足シ難イ所ガアルノデゴザイマス、此點點ヲ防ギマスルニハ、將來起リマスル銀行ノ上ニ注意ヲ加ヘナケレバナラヌト云フノミナラス、已ニ起リテ居リマス銀行ガ、成ルベク合同致シマシテ、過度ノ競争ヲ避ケ、實力ヲ充實スルト云フコトノ便ヲ與フルト云フコトガ、必要デアルト信ズルノデアリマス、此案ヲ提出致シマシタ所以ハ、右等ノ理由ニ基イテ居ルノデアリマシテ、希ハクハ御協賛アラント云フ

○議長(楠本正隆君) 御質問ガナクバ右議案ヲ付託スベキ委員選舉ノ件ニ移リマス
第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○吉本榮吉君(八十二番) 議長ノ指名ニ任ゼン
○議長(楠本正隆君) 議長ノ指名ニ御異議ナイト認メマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ吉本榮吉君ノ動議ノ通決定致シマス次ハ第十、開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案第一讀會——朗讀ヲ省キマス
第十 開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案(政府提出)
〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕
開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律案

第一條 開港外ニ於テ外國貿易ノ爲メ帝國臣民所有ノ船舶ノ出入及貨物ノ

第一讀會

第一讀會

第一讀會

輸出入ヲ爲スヘキ港ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 前條船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ニ關シテハ稅關法及稅關規則ヲ適用ス

第三條 第一條ニ依リ船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ヲ爲ス港ヲ閉鎖スルトキハ六箇月前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布ス

第四條 本法ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

○小畑岩次郎君(二百二十六番) 此案ニ就イテ質問シタウゴザイマシガ

○議長(楠木正隆君) 政府委員ノ出席ヲ求メルヨリ外アリマセヌ——尤モ委員會デ質問問デハ如何デスカ——次ハ第十一委員ノ選舉ノ件ニ移リマス

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(八十二番) 議長ノ指名ニシテ、而シテ此委員ガ成立タバ、日程第十二、第十三モ同一ノ委員ニ付託スルコトニ致シタイ

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(楠木正隆君) 第十ヨリ第十三マデノ議案ヲ議長指名ノ委員ニ付託スルト云フ意見ガゴザイマシガ、第十二及十三ハ政府案ノ如ク當然委員ニ付託サレベキモノデアリマセヌカラ、或ハ其結果ドウナルカ分リマセヌガ、若シ委員ニ付託サレルヤウニナリマシタラバ、即チ吉本君ノ動議ノ通決スルト御承知ヲ請ヒマス、次ハ第十二、敦賀港外七港ニ於テ東洋貿易ニ關スル船舶ノ出入許可法律案第一讀會、朗讀ヲ省キマス——小畑岩次郎君

第十二 福井縣越前國敦賀港外七港ニ於テ東洋貿易ニ關スル船舶ノ出入許可法律案 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲メ茲ニ掲載ス)

明治二十九年四月一日ヨリ左ノ各港ニ於テ朝鮮、支那、印度、露領沿海州及薩哈連島貿易ニ關スル帝國人民所有船舶ノ出入及貨物ノ積卸ヲ許ス

但シ船舶ノ出入、貨物ノ積卸ニ關シテハ稅關法及稅關規則ヲ適用ス

一 福井縣越前國敦賀港

一 鳥取縣伯耆國境港

一 島根縣石見國濱田港

一 山口縣長門國下ノ關港

一 福岡縣筑前國博多港

一 同縣豐前國門司港

一 長崎縣肥前國唐津港

一 青森縣陸奥國青森港

○小畑岩次郎君(二百二十六番) 本案ハ私外八名ノ提出案デゴザイマシガ、此說明ヲ致シマスルニハ、別ニ長イコトモゴザイマセヌカラ此所デ——本案

ハ昨年既ニ當議會ニ提出シマシテ、議會ハ大多數ヲ以テ貴族院ニ廻シマシタ案デアリマス、尙貴族院ニ於テ握潰シト爲ツタ案ヲ茲ニ再ビ提出シマシタノデアリマス、強テ說明ヲスル要モナイト思ヒマスカラ略シマス、唯此東洋貿易ト云フモノハ、昨年ヨリモ又本年ハ一層本案ノ必要ヲ感シテ來マシタカラ、再ビ茲ニ提出致シマシタ、是ダケヲ滿場諸君ニ……

○議長(楠木正隆君) 即チ是ハ議長指名ノ委員ニ付スルト云フ吉本君ノ動議ノ通ニ決シテ宜シウゴザイマシカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠木正隆君) 次ハ第十三、開港法案第一讀會、朗讀ヲ省キマス——須藤時一郎君

第十三 開港法案(須藤時一郎君外五名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

開港法 第一條 外國貿易ニ關スル内外國人民所有船舶ノ出入及貨物ノ積卸ノ爲左ノ諸港ヲ開港トス

武藏國東京

駿河國清水

伊勢國四日市

長門國下ノ關及豐前國門司

陸奥國青森

越前國敦賀

薩摩國鹿兒島

後志國小樽

附則

第二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

○須藤時一郎君(百四十五番) 是モ簡單ノ案デ、昨年提出致シマシタノデ、別ニ此處デ申述ベルニ及バヌト思ヒマスカラ理由ハ申述ベマセヌ

○議長(楠木正隆君) 然ラバ該案モ、吉本君ノ動議ノ通議長指名ノ特別委員ニ付スルコトニ御異議ナシト認メマス——因テ其通ニ決シマス——次會ノ日程ハ議案ノ都合ニ依リマシテ、二日程ヲ經テ書式ヲ以テ御通知スルコトニ致シマス——茲ニ散會ヲ報シマス

午後二時三十六分散會

衆議院議事速記録第二十八號正誤

頁	段	行	誤	正
四一七	下	二八	波蘭	和蘭
四一七	下	二九	波蘭	和蘭
四一八	上	二二	民ニ	タメニ

